

■合併しなかった場合の 1市4町の長期財政推計

(一般財源ベース) (単位: 百万円)

区分	年度	H12～H16	H17～H21	H22～H26
歳入		3 2 6, 9 2 3	3 2 3, 8 5 7	3 2 7, 9 9 9
	地方税	1 7 8, 8 6 7	1 8 0, 2 4 5	1 8 5, 6 9 7
	地方交付税	9 1, 4 9 9	7 7, 1 2 5	7 5, 6 5 8
	その他	5 6, 5 5 7	6 6, 4 8 7	6 6, 6 4 4
歳出		2 9 1, 3 4 7	3 0 0, 6 0 3	3 0 8, 7 7 3
	人件費	9 3, 6 1 6	9 3, 2 6 4	9 1, 6 9 1
	扶助費	2 0, 3 5 4	2 3, 3 3 2	2 3, 6 9 3
	公債費	4 7, 6 3 1	5 0, 5 5 1	5 8, 8 2 8
	その他	1 2 9, 7 4 6	1 3 3, 4 5 6	1 3 4, 5 6 1
投資可能額		3 5, 5 7 6	2 3, 2 5 4	1 9, 2 2 6

(試算は久留米広域合併協議会財政調整会議による)

※投資可能額とは、普通建設事業などの投資的経費に投入できる一般財源の額である。
※歳入には 基金（財政調整基金・減債基金）繰入金及び繰越金を含まない。

※経済成長率は見込まない。

※「二位一体の改革」の取引

※「三位一体の改革」の取り組み内容により推計額が変動する可能性がある。

●協議会新市建設計画案に対する住民意見の募集について引き続き、新市建設計画（原案）に対する住民意見の募集について、募集対象者、募集期間、応募方法、意見への対応などが提案され、承認されました。

住民意見の募集については、住民の皆さんに合併の取組みに積極的に参画していただこうというものです。募集内容については8ページに詳細を掲載しています。

の取扱いについて
個人市民税、法人市民税、固定資産
税の税率や納期、また前納報奨金制度、
納税組合制度について右表のとおり、
提案されました。

委員から、「納税組合制度の廃止にい
たる経過を説明してほしい」と質問が
あり、事務局から「納税組合制度は、
制度自体の法的な問題やプライバシー
等の問題から全国的に廃止という流れ
になつてゐる。今後も存続し続ける制
度ではないと考え、廢止することで調
整いたしました」と経過の説明があり
ました。

また「国民健康保険料（税）の納期
はどうなるのか。資料を提出してほし

- 第16号議案 情報公開に関する取扱いについて
地方税の取扱いについては、次回第9回会議で協議されます。
- 第16号議案 情報公開に関する取扱いについて
情報公開、個人情報保護制度については、「新市においても合併時から実施すること」とし、久留米市の例を基本として調整し、統一を図ること」ことが提案されました。
- 第16号議案 情報公開に関する取扱いについて
「健康保険料の納期については他部会で検討しています。整理ができる分については次回提出できぬよう努力します」と説明がありました。

久留米市が52・8%、田主丸町、北野町、城島町、三瀬町が35%前後という状況になつてゐることが説明されましたが、
地方の自立を高めるためには、さういふに財政基盤の足腰を強化する取組みが求められる」と、その意味からも、個性と魅力ある地域の振興を図り、担税力の強化を図る都市づくりへの投資が不可欠であり、久留米広域合併の実現により投資可能額の確保が必要なことが説明されました。

同第5章「公共的施設の適正配置と整備」及び「総論」については4ページから7ページ」概要を掲載しています。

事務局からの提案後、合併する前の1市4町をエリアとする各地区の整備方針の記述について「権限と機能とは何にか」、新市の施策方針については「交通網の整備・産業振興など具体的に記述できないか」など、活発な論議が交わされました。

各地区的整備方針の記述については、「幹事会で記述内容を整理し、次回協議会で再度協議する」とことが確認され、継続協議となりました。

■提案された「地方税の取扱い」の調整案

地方税の種類		新市の調整内容		
		税率・特例等		納期
普通税	市民税	個人均等割	2,500円 (5万人以上 50万人未満の 市の標準税率)	合併年度及びそれに続く 5年度は不均一課税
		個人所得割	現行どおり標準税率	
		法人均等割	現行どおり標準税率	
		法人税割	制限税率 14.7%	合併年度及びそれに続く 5年度は不均一課税
	固定資産税	現行どおり標準税率		5/1～5/31 7/1～7/31 9/1～9/30 12/1～12/25
	軽自動車税	現行どおり標準税率		5/1～5/31
	市たばこ税	現行どおり一定税率		翌月末日
	特別土地保有税	現行どおり一定税率		
目的税	入湯税	宿泊150円、日帰り30円		翌月15日
	都市計画税	0.3%	4町については都市計画の 見直しまでは課税しない	固定資産税の 納期と同じ
	水利地益税	合併時に廃止する		